

○ 富田林市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 28 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本市に、富田林市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 市の住民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の 2 分の 1 以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

2 執行機関の附属機関に関する条例(昭和 38 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。